

定住自立圏の形成に関する協定書

大崎市（以下「甲」という。）と美里町（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言を行った甲と当該宣言に賛同した乙が、連携と協力により、都市機能を整備するとともに生活機能を確保し、大崎圏域（以下「圏域」という。）全体の活性化を図り、魅力あふれる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、圏域において連携する政策分野について、地域資源を有効活用し、それぞれ役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野及び取組の内容並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 前条に規定する政策分野は、次のとおりとし、その取組内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表に掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

（費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する役割の実施にあたり経費が生じるときは、受益の程度を勘案し、協議して定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとする場合は、協議して定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の通告は書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年10月6日

甲 大崎市古川七日町1番1号

大崎市長

乙 遠田郡美里町北浦字駒米13番地

美里町長

別表（第3条関係）

（1）生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

医療機能の 充実	取組内容	圏域内の医療を充実し住民の医療を確保するため、大崎市民病院を中心とした圏域内の医療機能を整備する。
	甲の役割	大崎市民病院本院を、高度医療、急性期医療を担う圏域の拠点病院として建設し、圏域医療の充実を推進する。
	乙の役割	地域の一般医療、初期救急、二次救急を担い、大崎市民病院本院との機能分担と連携により地域の医療を確保する。

イ 産業振興

観光振興の 推進	取組内容	観光産業の推進による経済基盤の強化を図るため、観光物産イベントを共同で行い、地域の魅力や情報を発信する。
	甲の役割	首都圏や仙台圏で観光物産イベントを実施し、地域の魅力や情報を発信する。
	乙の役割	甲と連携して首都圏や仙台圏で観光物産イベントを実施し、地域の魅力や情報を発信する。

ウ 教育

図書館機能 とサービスの 充実	取組内容	生涯学習や余暇の充実を図るため、圏域の拠点となる大崎市図書館を整備するとともに、住民が圏域内のいずれの公立図書館でも貸し出し利用ができる環境を構築する。
	甲の役割	圏域の拠点となる大崎市図書館の建設整備を推進する。 公立図書館の相互利用制度を構築するための検討会議を開催し、相互利用に向けた調整を進める。
	乙の役割	公立図書館の相互利用制度を構築するための検討会議に参加し、相互利用に向けた調整を進める。
生涯学習の 推進	取組内容	住民がより多様な学習機会を得られるよう、圏域内各市町が実施している各種講座、教室、講演会などについて、受講の対象を圏域内の住民に拡大して開催する。
	甲の役割	宮城大学移動開放講座をはじめ、甲が実施する各種講座、教室、講演会などの受講の対象を圏域内の住民に拡大して開催

		するとともに、情報を乙へ提供する。 乙が実施する各種講座、教室などの情報を住民へ提供する。
	乙の役割	乙が実施する各種講座、教室、講演会などの受講の対象を圏域内の住民に拡大して開催するとともに、情報を甲へ提供する。 甲が実施する各種講座、教室などの情報を住民へ提供する。

エ 施設利用

公共施設の相互利用の推進	取組内容	住民がスポーツや生涯学習に取り組みやすい環境を構築するため、スポーツ施設や社会教育施設など公共施設の相互利用を推進する。
	甲の役割	甲のスポーツ施設や社会教育施設における利用料金の住民以外の利用加算を廃止し、相互利用を推進する。
	乙の役割	乙のスポーツ施設や社会教育施設における利用料金の住民以外の利用加算を廃止し、相互利用を推進する。

オ 消費生活

法律相談の充実	取組内容	多重債務などで困っている住民を救済し、安全、安心を確保するため、仙台弁護士会と連携して実施している多重債務等に関する消費生活法律相談を、開催日を増やし圏域内の住民に拡大して実施する。
	甲の役割	仙台弁護士会と連携して開催している法律相談を、毎月1回開催日を増やし、法律相談の対象を圏域内の住民に拡大して、弁護士から専門的アドバイスを受けられる環境を構築する。
	乙の役割	甲が実施する法律相談を活用し、多重債務等で困っている住民の相談に対応する。
消費生活相談の充実	取組内容	より高度で円滑な消費生活相談業務を住民に提供し、住民の安全で安心な生活を確保するため、圏域内各市町の消費生活相談員と担当職員が情報交換や研修を行い、相談業務の連携と資質の向上を図るとともに、困難な相談について連携して対応する。

	甲の役割	消費生活相談に関する情報交換や合同研修を行うとともに、乙において対応の難しい相談が生じた場合は乙に協力して相談業務に当たる。
	乙の役割	消費生活相談に関する情報交換や合同研修を行うとともに、対応の難しい相談について甲の相談員と協力して対応する。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

地域公共交通の運行体系の確立	取組内容	地域公共交通の効率的な運行体系を確立するため、地域公共交通に関する以下の課題について協議・検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・大崎市民病院の移転建て替えに伴う住民の利便性を配慮した交通アクセスの再編について ・圏域内各市町が運行している住民バスを相互利用する場合のルート接続，費用負担等のルール化について ・その他交通アクセス，交通ネットワークに関する課題整理について
	甲の役割	検討会議を開催し，公共交通に関する課題について協議・検討を行い，効率的な運行体系の確立を目指す。
	乙の役割	検討会議に参加し，公共交通に関する課題について協議・検討を行い，効率的な運行体系の確立を目指す。

イ ICT（情報通信技術）

電子申請システム整備	取組内容	圏域内各市町の施設の利用申請や各種手続に係る圏域内の住民の利便性の向上を図るため，県が行う電子申請システムに圏域内各市町が加入し，電子申請システムを整備する。
	甲の役割	電子申請システムに加入・整備し，住民の利便性の向上を図る。
	乙の役割	電子申請システムに加入・整備し，住民の利便性の向上を図る。
電算システムの共同利用	取組内容	情報システム等の安定稼動とコスト削減の両立により，住民への安定したサービス提供の維持を図るため，電算システムの共同利用又は有効活用に向けての検討や情報交換を行う

		ため研究会を開催する。
	甲の役割	研究会を主催し，電算システムの共同利用等を研究する。
	乙の役割	研究会へ参加し，電算システムの共同利用等を研究する。
デジタルデ バイドの解 消	取組内容	圏域内の住民が平等に情報サービスを楽しむよう，光ケーブル等のインフラ整備を行い，情報格差を解消するとともに，NTTに対し早期の光通信開通の要望を行い，デジタルデバイドの解消を目指す。
	甲の役割	インフラ整備を進めるとともに，乙と連携してNTTへ光通信開通の早期実施を要望する。
	乙の役割	インフラ整備を進めるとともに，甲と連携してNTTへ光通信開通の早期実施を要望する。

ウ 交流・移住

移住の促進	取組内容	移住に関する情報を一本化し移住希望者の選択肢を広げることで移住促進を図るため，大崎市が運営するおおさき移住支援センターを活用するなどして，移住支援に関する情報を共有し，連携して移住希望者へ情報を発信していく。
	甲の役割	おおさき移住支援センターを運営する。移住希望者へ生活情報や居住情報を発信する。
	乙の役割	おおさき移住支援センターを活用する等，移住希望者へ生活情報や居住情報を発信する。
グリーンツ ーリズムの 推進	取組内容	修学旅行生をはじめとしたグリーンツーリズムの受入れ体制の拡大と充実による，体験交流の推進と圏域の魅力発信を図るため，連携による農家民泊の受け入れ先の拡大，体験メニューの充実及び情報発信の共同化を進め，圏域でのグリーンツーリズムを推進する。
	甲の役割	農家民泊を受入れる体制を構築するとともに，連携による体験メニューづくりと情報発信を進める。
	乙の役割	農家民泊を受入れる体制を構築するとともに，連携による体験メニューづくりと情報発信を進める。
青年交流の	取組内容	結婚を希望する独身男女により多くの出会いの場を提供す

推進		るため、共同で青年交流事業を実施する。
	甲の役割	青年交流事業を共同で開催するとともに、住民に対し事業実施の周知を図る。
	乙の役割	青年交流事業を共同で開催するとともに、住民に対し事業実施の周知を図る。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 人材育成

圏域市町職員 の育成	取組内容	職員の資質の向上、連携強化及び政策形成能力の向上など、圏域マネジメント能力の強化を図るため、圏域内で人事交流研修を行う。
	甲の役割	人事交流研修を行う。
	乙の役割	人事交流研修を行う。